

# 申請管理WT\_申請管理に関する課題

2022年12月

## デジタル庁

# 申請管理に関する課題の全体像

申請管理に関して取り上げるサブ課題は以下のとおり。

## 1. ぴったりサービスでプリセットが規定されている手続きについての個別APIの定義の要否

- 1.1.1.ぴったりサービスに対応する個別APIの規定の必要性
- 1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理 **検**
- 1.2.1.サンプルデータの提供
- 1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化 **検**
- 1.2.3.申請管理での管理項目の保持

## 2. 申請管理に関する仕様の疑義や不足の解消

- 2.1.1.申請管理の運用フロー・機能要件の規定
- 2.1.2.申請管理の例外パターンの運用フロー・機能要件の規定
- 2.1.3.オンライン申請全体の役割分担・流れの整理
- 2.1.4.申請データ受領時の基幹業務システム側の対応内容の明確化
- 2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化 **情**
- 2.1.6.大量データの取扱い明確化
- 2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化 **検**
- 2.2.1.機能別連携仕様における取扱いの整理
- 2.2.2.申請データ照会API仕様書の位置付けの明記
- 2.2.3.マイナポータル以外の電子申請システムの取扱いの明確化
- 2.2.4.申請データ照会APIの実施タイミングの明確化

- 2.2.5.申請データ照会APIのリクエストパラメータの利用想定
- 2.2.6.添付書類の取扱い明確化
- 2.2.7.申請管理システムを利用するシステムの多重度への配慮
- 2.2.8.「過渡期的な対応」の期間明確化
- 2.2.9.番号紐付情報の取得APIの規定

## 3. 申請管理機能と基幹業務システム間の連携最適化

- 3.1.1.申請処理状況登録APIの追加
- 3.2.1.申請受付後の紙処理の取扱い（不在者投票）
- 3.2.2.将来的な住民とのコミュニケーション用APIの規定
- 3.2.3.処理対象一覧出力API及び個別申請データ取得API(1件ごとに申請データを取得)などの規定

## 4. その他

- 4.2.1.ガバメントクラウド申請管理システムの提供時期・取扱いの明確化
- 4.2.2.引越しワンストップサービスの連携仕様の取扱い・スケジュールの確認
- 4.2.3.予約システムの取扱いの明確化
- 4.2.4.総務省仕様との関係性の明確化
- 4.2.5.他の国の方針との整合に関する確認

**情** 構成員からの情報提供内容を踏まえた再検討 **検** 方向性には賛同するが要検討事項ありの意見を踏まえた再検討 **未** 前回対応方針(案)を別途提示するとしてサブ課題  
**反** 対応方針(案)への反対意見を踏まえた再検討 **反** 取扱いへの反対意見を踏まえた再検討

- 1. ぴったりサービスでプリセットが規定されている手続きについての個別APIの定義の要否**

# 1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理

ぴったりサービスから取得した申請データの項目と、基幹業務システムが管理する項目の対応付けが必要であるとの意見が寄せられた。

## 仕様書の規定

### 共通機能標準仕様書:申請データ照会API仕様書

- ・手続きごとに異なる項目は「申請詳細情報」として取得することとしている。
- ・形式はぴったりサービスから取り込んだままの形式である。

23	4	shinseishosajoho	申請詳細情報	各申請書の申請詳細情報	"shinseishosajoho":[	○	配列構造	-	マイナポータルから受信した申請者情報XMLを項目ごとに展開した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される
24	5	shinseishosajohokomoku1	申請詳細情報項目1	属性"Id"が存在数が、"1"からの連続で設定する	["shinseishosajohokomoku1": "1",	○	配列構造	-	マイナポータルから受信した申請者情報XMLを項目ごとに展開した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される。申請詳細情報項目1以降の項目はサービス登録インターフェースにて登録された項目がセパレートされ、地方公共団体毎に項目属性は異なる。項目名を指定する。 <detailInfo>タグ外の申請項目番号(例:手続き名称、氏名(漢字))と同一の項目番号が申請詳細情報に含まれる場合、その項目番号を申請詳細情報項目として出現する。
25	6	gamennyuryokukomokumei1	画面入力項目名1	画面入力項目名1の名称	"gamennyuryokukomokumei1": "字も氏名",	○	N,X現在	-	マイナポータルから受信した申請者情報XMLを項目ごとに展開した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される
26	6	yoshikidokujikomokumei1	様式抽出項目名1	様式抽出項目名1の名称	"yoshikidokujikomokumei1": "字も氏名",	○	N,X現在	-	マイナポータルから受信した申請者情報XMLを項目ごとに展開した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される
27	6	applichyokujikomokumei1	APPLIC標準項目名1	APPLIC標準項目名1の名称	"applichyokujikomokumei1": "氏名",	○	N,X現在	-	マイナポータルから受信した申請者情報XMLを項目ごとに展開した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される。APPLIC標準項目名が存在しない場合は、空のタグで出力される
28	6	shinseishosajohokomokuinootei	申請詳細情報項目1の値	申請詳細情報項目1の値	"shinseishosajohokomokuinootei": "山田 太郎"]	○	N,X現在	-	マイナポータルから受信した申請者情報XMLを項目ごとに展開した情報。申請管理機能で訂正した場合は、訂正後の値が設定される



## 構成員の意見

- ✓ 業務システム側の仕様には連携要件としてデータの取り込みが定義されているが、**マイナポータルから入手できる申請データの形式は単純に取り込める形式ではない**ため、申請データのどの内容を業務システム側が受理できるのかを明らかにする必要があると考える
- ✓ **現在の管理項目では、一意に紐付けることができる項目が存在しない**
- ✓ 共通機能標準仕様書にある申請データ照会APIは、手続き毎に異なる項目を**申請詳細情報項目（自由に設定可能な項目）の繰り返しとして受け付ける形となっているが、標準準拠システムで受け付ける手続きについては、申請詳細情報項目を明確化し、基幹業務システムの管理項目と紐づけを行った上で、手続きごとにインターフェースを定義すべき**
- ✓ 現状のマイナポータル等の申請では、項目が決まっておらず、自治体が項目を決めることが可能となっている。そのため、申請管理機能を通じて**申請情報を照会した場合、照会した項目が、標準準拠システムのどの項目に該当するかを判断できないので、照会した結果を画面表示することは可能だとしても、標準準拠システム内に取り込むことは不可能だと思われる**。照会した結果を標準準拠システムに取り込み、標準準拠システム側での処理に繋げるのであれば、**申請手続き毎に基本データリストに準拠した項目を定義すべきだ**と考える。

## 1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理

当初の対応方針（案）に対して、プリセット項目と基本データリストの対応については、連携要件に規定すべきとの意見が多く寄せられたほか、プリセット項目変更時の対応やコード値も含めた規定が必要など要検討事項に係る意見も寄せられた。

### 対応方針（案）の内容に対する反対意見 <4件>

#### ■ 自由度を残す必要性あり <1件>

- ✓ ぴったりサービスでは標準準拠で取り扱わない内容の受付（自治体独自の申請データ項目など）も想定されるため、地方公共団体側での自由度は今の通り維持しつつ、標準準拠業務推進上必須となる部分を規定していただく流れを作っていただきたい。

#### ■ プリセット項目のカスタマイズ禁止を希望 <1件>

（「1.1.1.ぴったりサービスに対応する個別APIの規定の必要性に関する最適化意見」と同様）

※その他は取り扱いに関する意見

### 方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <9件>

#### ■ 連携項目は絞らない方向を希望 <1件>

- ✓ 申請管理機能側で、基本データリストに該当する項目の絞り込みをおこなうには総務省仕様からの変更規模が大きくなる

#### ■ プリセット項目変更時の対応整理が必要 <1件>

- ✓ 紐づけの情報をどう管理するか、マイナポータル側の申請項目が変更された場合どう対応するか等の検討が必要

#### ■ コード値の規定も必要 <1件>

- ✓ 基幹業務システムに連携される項目は、コード値でなくテキスト形式となるため、基本データリストの管理項目のみならず、コード値の対応も必要

※その他は取り扱いに関する意見

### 取り扱いに対する反対意見 <14件>

#### 1-2\_仕様書への反映（連携要件） <11件>

- ✓ プリセット項目については対応表を、強制力のある**標準仕様書に記載すべき**
- ✓ 連携データの中に、基幹業務システムに必要な項目が不足していた場合、基幹業務システムで処理が行えない

#### 1-1\_仕様書への反映（実装必須機能） <2件>

（内容としては1-2と同じもの）

# 1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理

2回目の意見照会において、以下のような最適化意見が寄せられた。

## 対応方針（案）の内容に対する反対意見 <1件>

取り扱いに対する反対意見  
<0件>

- ✓ **標準化対象業務内の届出は全てプリセット項目を規定し、任意設定は廃止すべき**：プリセットされていない項目及び任意項目が存在する限り、申請管理システム及び基幹システム側にカスタマイズが発生してしまう（任意設定項目とは自治体様の裁量で自由に追加できる項目を意味）

特になし

## 方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<9件>

- ✓ **具体的な紐づけ仕様の規定すべき**：申請管理側（プリセット項目等）と基本データリストの項目対応を示すだけでなく、具体的な紐づけ仕様を明記いただきたい(APIのどの項目を使って基本データリストと紐づけるのかなど。（画面入力項目名・様式独自項目名・APPLIC標準項目名・・・）
- ✓ **標準化対象の届出で必須設定項目は必ずプリセット項目とすべき**：手続き分類が標準化対象でプリセットのない申請項目のうち、必須設定項目となりえる項目に関しては必ずプリセットを規定する
- ✓ **26手続き分のプリセット項目と基本データリストの管理項目の対応を規定すべき**：26手続き分のプリセット項目を明らかにした仕様書を用意したうえで、基本データリストとの関連を示していただきたい
- ✓ **基本データリストとの関連と運用サイクルの規定すべき**：ぴったりサービスのプリセットは頻繁に変更されている実態があるため、プリセット項目の変更後に基本データリスト項目へ紐付けを反映するタイミングや、どの時点のプリセットをベースに紐づけるか等のサイクルを規定したほうがよい。これを決めておかないと、プリセットが変更された場合に紐付けされていないように見える可能性がある
- ✓ **自治体によるカスタマイズ項目についての扱いを規定すべき**：標準準拠システムに連携できない、自治体によるカスタマイズ項目についての扱い方について、運用リファレンスが必要
- ✓ **データ連携仕様を基にプリセット項目の定義をすべき**：プリセット項目の切り分けではなく、基幹業務システムの標準仕様書のデータ連携仕様の観点で切り分ける。データ連携仕様を基にプリセットを定義する
- ✓ **標準準拠システムに取り込むデータは必須項目（プリセット項目）とすべき**：そもそも基幹系へ取り込むデータは標準化されるのだから、それが任意項目であることがおかしい。項目の包含関係としては、全申請項目（プリセット+任意） ⊃ プリセット項目 ⊇ 連携要件（API項目）となり、プリセット項目の内、連携要件として基幹系システムへ取り込まれるものについては当然に基本データセットと対応される必要がある

# 1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理

標準仕様書で規定する管理項目とぴったりサービスのプリセットの対応関係を連携要件として規定する。また、標準仕様書で規定する管理項目以外については、標準準拠システムへの取り込みできない方針と整理する。

## 考え方

ぴったりサービスの申請項目と基幹業務システム（基本データリスト）の管理項目を紐づける必要がある

プリセットが規定された手続きにおいては、申請項目を特定できるが、自治体独自に追加した手続き・項目については対応が難しい



## 対応方針（案）

### 取り扱い

1-2\_仕様書への反映（連携要件）

### 内容

標準化対象業務の手続きに関する**標準仕様書で規定する管理項目（#1）と、ぴったりサービスのプリセットの整合性については、今後見直しを行う。**

申請データ取得APIはいずれの申請データも取得可能な汎用的なAPIとし、**ぴったりサービスのプリセットと基幹業務システムの標準仕様書で規定する管理項目の対応関係をコード値も含めて仕様として規定する。**

また、標準仕様書で規定する管理項目以外の項目は、標準準拠システムに取り込みできないものとして整理する方針とする。これらの項目は、申請管理機能で参照する、独自施策システム等で管理する、といった対応が考えられる。

#	手続き分類(※)	標準仕様書での管理項目の規定	対応の方向性
1	標準化対象	あり	プリセットとの整合を確認
2		なし	標準準拠システムへの連携対象外
3	標準化対象外	なし	標準準拠システムへの連携対象外

※：「1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化」への意見を踏まえ細分化

# 1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化

その他サブ課題に紐づく意見に対する、対応方針（案）等は以下のとおり。

サブ課題	構成員の意見	考え方	対応方針（案）	取扱い
1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化	<p>プリセットが規定されていない手続きはどのように取り扱えば良いのか。</p> <p>基幹業務システム内の管理項目と申請データの紐付けが複雑であり、基幹業務システムの改修が大変であると想定されるため。</p>	-	<p>プリセットのない手続きは申請データ項目と管理項目の紐付けが困難。プリセットのない手続きを取り込む場合は、各自治体にて個別に紐付けを行う必要がある。</p> <p><b>反対意見を踏まえて対応方針を調整 (次ページ)</b></p>	9_その他

## 1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化

2回目の意見照会において、以下のような最適化意見が寄せられました。

### 対応方針（案）の内容に対する反対意見 <2件>

- ✓ **標準化対象業務内の届出は全てプリセット項目を規定し、任意設定は廃止すべき**：プリセットされていない項目及び任意項目が存在する限り、申請管理システム及び基幹システム側にカスタマイズが発生してしまう（任意設定項目とは自治体様の裁量で自由に追加できる項目を意味）
- ✓ **プリセット項目以外の基幹業務システムへの取り込みは避けるべき**：「プリセット以外の項目と、基本データリストの管理項目として取り込むことを可能とする。」とあるが、プリセット以外の項目は自治体毎に異なるので、カスタマイズとなるのではないか。

### 方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<9件>

- ✓ **自治体の任意項目も基幹業務システムへ取り込めるようにすべき**：プリセット以外の項目は自治体毎に自由に設定できる項目のため、何を基本データリストの管理項目と紐づけるのか検討が必要と考える。会議の中で「プリセット項目以外の任意項目については、機能別連携仕様に定義されていない限り連携は認められないのでは」という意見がありましたが、任意項目が連携できない仕様となると非常に柔軟性を欠いたシステムとなり運用に乗せること（自治体職員の運用）が難しくなる。プリセット項目以外の項目も取り込める規定となるように検討をお願いしたい。厳しい場合は、プリセット項目以外の項目は標準オプション（自治体の裁量）としてはどうか
- ✓ **任意項目の取り込みのための基幹業務システムのカスタマイズを許容すべき**：データ連携のほうでも課題となっている認識ですが、標準化の全体仕様として、プログラムの改修を伴わずに変更できる余地を定義するのも考え方の一つ
- ✓ **標準化対象業務内の届出は全てプリセット項目を規定し、任意設定は廃止すべき**：基本データリストに定義されたプリセット対象項目のみ全て取込可能とする
- ✓ **標準仕様書に機能・連携仕様のない手続きは画面転記、RPA連携とすべき**：基幹業務システムの標準仕様書のデータ連携仕様のない手続きはAPI連携出来ないで、画面転記またはRPA等簡易ツールの利用となる
- ✓ **標準仕様書に機能・連携仕様のない手続きは連携できないようにすべき**：プリセットがあるなしではなく、基幹系業務システムの機能標準として申請データ受け取り機能があるかであり、機能があるならば連携要件として連携されるデータ項目は定義される。それら連携対象データ項目がプリセットとして定義されているか、いないかは別の問題。プリセットであるかは関係なく、連携要件として基幹システムに取り込める（取り込まなければならない）項目を定義すべき

### 取扱いに対する反対意見 <3件>

- **1-1\_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>**
  - ✓ プリセット項目以外の規定について整理したのち、仕様書への反映をお願いしたい。
- **1-2\_仕様書への反映（連携要件） <2件>**
  - ✓ 標準化対象の届け出については、原則、プリセットした上で、任意項目は廃止し、インターフェースを確定させる必要があると考えるため。

## 1.2.2.プリセットが規定されていない手続きの取扱い明確化

プリセットが提供されていない手続きについては、自治体ごとにぴったりサービスの設定を確認し、管理項目と対応させて取り込むこととする。

### 構成員の反対意見

#### ■ 反対意見

対応方針：5/21件

取り扱い：9/21件

#### <理由>

- ✓ プリセット項目以外の項目を基幹業務システム側にて取り込むことは、標準準拠システムのカスタマイズに該当するのではないか

#### <対応方針の最適案>

- ✓ プリセットがある手続きのみを基幹業務システムへの連携対象とし、プリセットがない手続きは連携対象外とすべき
- ✓ 基幹業務システムへの連携が必要と考える手続き・自治体のニーズが高い手続きはプリセットを規定する方向で検討する
- ✓ プリセットのない手続きは、手入力またはRPAによる連携のみ対応する

### 対応方針（案）

#### 取 扱 い

9\_その他

標準仕様書にて規定されている手続きについて、基幹業務システムに取り込む申請データの取扱いを以下のとおりとする。

標準仕様書に規定されている管理項目と対応している申請データを基幹業務システムに取り込めることとし、それ以外の項目は取り込めないものとする。

プリセットが提供されている手続きについては、プリセット項目と管理項目の対応に従って取り込むこと。

「1.1.2.ぴったりサービスと基幹業務システムの項目対応の整理」参照

#### 内 容

プリセットが提供されていない手続きについては、自治体ごとにぴったりサービスの設定を確認し、管理項目と対応させて取り込むこと。

## **2. 申請管理に関する仕様の疑義や不足の 解消**

## 2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

申請の差分データを、漏れなく取得するための仕様を明確化する必要があるとの意見が寄せられた。

### 仕様書の規定

#### 共通機能標準仕様書:申請データ照会API仕様書

(リクエストのパラメータの抜粋) ※検索対象は申請日

項番	パラメータ名	項目名	記述例 (抜粋)
1	shutokutaishonengappifrom	取得対象年月日FROM	yyyy-mm-dd
2	shutokutaishojikanfrom	取得対象時間FROM	hh:mm:ss
3	shutokutaishonengappito	取得対象年月日TO	yyyy-mm-dd
4	shutokutaishojikanto	取得対象時間TO	hh:mm:ss

### 構成員の意見

- ✓ 申請データ照会API仕様書【第1.0版】のリクエスト\_API仕様について、「取得対象年月日」「取得対象時間」とあるが、これは具体的に何を指すのか。申請日等を指しているのか。業務システム側で前回取得した申請情報からの差分（新規申請・変更申請等）を取得できるような仕組みが必要
- ✓ 申請データ照会APIで定義されている項目について再検討する必要がある。現在定義されているAPIのリクエストについて、取得対象期間の指定が必須となっていますが、**基幹業務システムで申請データを取得する場合は、システムで未取得の申請データを漏れなく取得する必要がある**と考えられるため、期間指定ではなく、取得状況（未取得など）を条件としたデータ取得などを検討する必要がある

## 2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

差分対象を明確化するための取得済みフラグについては、必要とする意見が多く寄せられたが、一方で、処理の増加、クライアント側の受信を確約できない点を懸念し、不要とする意見も寄せられた。

### 情報提供依頼内容

差分データの取得漏れを防ぐため、上記の仕様のほか、取得済みフラグ等を申請管理機能に追加の仕様を規定する必要はありますか

### 構成員の回答

#### ■ 取得済みフラグが必要 14件

- ✓ 「審査完了」+「未取得」という条件指定でデータ連携できるとよい
- ✓ 「対象年月日・時以降」の「未取得」データという条件で取得できた方が都合がよい
- ✓ マイナポータル申請管理外部接続インターフェース仕様書の申請データ一覧取得APIでは「downloadMode（0:全て1:未ダウンロード2:ダウンロード済）」があるため、同様の項目規程が望ましい
- ✓ 受付番号と手順コード単位で、照会済みかどうかを判断できるフラグを持たせたうえで、差分の判断を行うのが効率的
- ✓ 時刻まで指定した差分把握の場合、ベンダー間によっては時刻の定義（データ更新時、画面表示時等々）が異なる恐れあり

#### ■ 取得済みフラグが不要 4件

- ✓ 申請管理機能で管理したとしてもクライアント側で受信できたかを確約できるものではない（クライアント側のタスクになる）ため、取得済みフラグは不要 <2件>
- ✓ 取得済データのフラグを更新する処理が新たに発生することになるため得策ではない。取得のための年月日+時刻の定義が明確であればよい。
- ✓ 取得側が受信した最終レコードのタイムスタンプ等を管理し、それを次回取得時のFROMに設定する仕様にしてはいかがか

## 2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

当初の対応方針案（案）に対して以下のような最適化意見が寄せられた。

### 対応方針（案）の内容に対する反対意見 <0件>

- ✓ 特になし

### 方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<10件>

#### ■ 申請管理機能における形式審査年月日をリクエスト項目へ追加 <3件>

- ✓ 審査ステータスおよび審査年月日の考え方の追加も必要です。例えば、受信日時と審査年月日が異なる場合、差分の取得が適切におこなえない
- ✓ 申請管理システム側に「審査完了日時」を設けて、申請管理システムとして審査が完了し、業務システム側に引き渡してもよい状態になった処理時間を記録するようにし、その審査完了日時の範囲について、データ取得の条件とすべき。

#### ■ 取得漏れ・エラー時の対応の規定<3件>

- ✓ 申請されたデータが取り扱われなくなる可能性があるため、取得漏れがあったデータを基幹業務システム引き渡すルールも規定が必要（API上フラグを追加し、取得漏れがあったデータを定期的に基幹システムから取得してもらうなど）
- ✓ 通信エラー等（申請管理側は取得済み扱いだが業務システム側は取得できなかった等）が発生した場合に再取得できるような考慮が必要

#### ■ その他（API仕様書の改定にあたっての検討事項）

- ✓ 「取得対象年月日」「取得対象時間」について定義が必要と考える。ぴったりサービスの項目と同一値として扱う必要がある場合は申請管理機能としての機能として定義が必要となる。
- ✓ API仕様書を確認すると、日付と時間が両方必須となっているので、分ける意味がないのではないかと。時間検索が任意の場合には日付単位で取得できるかと思しますので、その場合には分割されていても問題ない
- ✓ ぴったりサービスは「受信日時」、申請データ照会「取得対象年月日」「取得対象時間」となっており、同じデータ項目を指すのか迷います。元となっている「受信日時」に項目名を合わせるなどしてはいかがでしょうか
- ✓ 差分データの取得については、対象年月日・時以降の申請データという条件で取得したい場合、「別紙5\_申請データ照会API仕様書【第1.0版】.xlsx」の「リクエスト\_API仕様」シートの取得対象年月日・時のFROM,TOのうち両方とも必須となっているため対象年月日・時以降というデータの取得ができないと思われます。TOの必須を外していただきたいです。

### 取り扱いに対する 反対意見<1件>

#### 9\_その他<1件>

- ✓ 日付の意味合いを明確にすればよ  
いだけで、日時  
データの変換を実  
施することを実装  
必須にする必要  
はない。差分デー  
タの取得漏れを防  
ぐのであれば、取  
得済みフラグ等の  
追加でよい

## 2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

フラグは不要とする案、送信済みフラグとする案に賛成意見が多く寄せられ、基幹業務システムの受領確認後に別途連携し取得済フラグとする案を支持する意見は限定的であった。

### 情報提供依頼内容

上記を踏まえ、以下のいずれのパターンで申請管理機能の仕様に追加するのがよいか構成員ご意見を伺いたい

#### ①フラグは不要

②「送信済フラグ」として申請管理機能としてAPIのリクエストがあったことをもって更新するフラグを追加する

③「取得済フラグ」として基幹業務システムでの受領確認後に追加で定めるAPI等で更新するフラグを追加する

### 構成員の回答

#### ①フラグは不要 <6/18件>

- ✓ 申請管理側を更新する課題やクライアント側の障害時の対応を考えた場合、フラグを利用しない方法が妥当
- ✓ このフラグで基幹業務システムが申請データを受領して正しく処理をしたことを判断することは難しい
- ✓ 前回取得した最終レコードの日時以降をFROM条件とすることで取得漏れを抑制可能と考えられる

#### ②「送信済フラグ」として申請管理機能としてAPIのリクエストがあったことをもって更新するフラグを追加 <10/18件>

- ✓ 「送信済フラグ」として申請管理機能としてAPIのリクエストがあったことをもって更新するフラグを追加する <3件>
- ✓ マイナポータル申請管理サービスも該当データがダウンロードされたか否かのフラグを管理している
- ✓ 賛成であるが、基幹システム側がエラーとなってしまった場合でもフラグを更新するのか、などの詳細仕様も決める必要がある
- ✓ 的確に管理できるのであれば③が望ましいが、管理するために基幹業務側から取得情報を返却するような仕組みが追加になるのであれば、その情報が適切に受信されたのか等の問題も考えられる <2件>
- ✓ ③の場合、申請データ照会APIと追加で定めるAPI等が非同期になるとため、「取得済フラグ」の更新タイミングによっては申請データ照会APIで同じデータを複数回取得する可能性があり、同じデータを取得した場合の制御が余分に必要になる。②だけでも、申請データ照会APIを利用した基幹業務システム側はエラー（受領できなかったこと）を検知できるため、基幹業務システム側の再処理等でデータ取得もれを回避できると想定

#### ③「取得済フラグ」として基幹業務システムでの受領確認後に追加で定めるAPI等で更新するフラグを追加 <2/18件>

- ✓ 前回取得した最終レコードの日時以降をFROM条件とした場合であっても、取得元の情報が何らかの原因（システム日付の不具合等）で遡った日付になることで漏れが生じてしまう

#### ■ その他

- ✓ 参照だけでなく取得側の処理で用いる場合、取得側の処理完了をもって傷をつける必要があるため、②については採用しえない仕様になると考えます。取得したにもかかわらず失敗し再度処理するフローが考慮できない。複数課で参照できる場合の更新は主管課のシステムで行うべきとなるため、実現するには主管課側でコントロール可能な①もしくは③の仕様となるべきだと考えます。また日時の定義にブレがないのであれば①で実現できるかと思いますが、認識齟齬の恐れがある場合には③で実現する必要がある

## 2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

ご指摘を踏まえ、取得対象年月日と対応するぴったりサービスからの取得項目を明記することとする。

### 考え方

差分データを漏れなく取得できるように仕様を明確にするとともに、なお取得漏れが発生する可能性が残るのであれば、仕様の追加も検討する



### 内容

### 対応方針（案）（1/2）

#### 取り扱い

1-1\_仕様書への反映（実装必須機能）

ぴったりサービスの項目と申請データ照会APIの項目の対応は以下の通り。申請データ照会APIで照会し、基本データリストに即した形で標準準拠システムにデータを格納できるようにするため、申請管理機能において日時データの変換を実施する必要がある。

#### ぴったりサービス （申請データ一覧取得API）

パラメータ名	概要説明	備考
receiveDateTimeFrom	受信日時 FROM	受信日時 FROMの値以上で検索 yyyy-MM-ddTHH:mm形式
receiveDateTimeTo	受信日時 TO	受信日時 FROMの値以上で検索 yyyy-MM-ddTHH:mm形式

#### 申請データ照会API

パラメータ名	項目名	記述例（抜粋）
shutokutaishone ngappifrom	取得対象年月日FROM	yyyy-mm-dd
shutokutaishojik anfrom	取得対象時間FROM	hh:mm:ss
shutokutaishone ngappito	取得対象年月日TO	yyyy-mm-dd
shutokutaishojik anto	取得対象時間TO	hh:mm:ss

## 2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

申請管理機能における形式審査年月日を保持し、リクエスト項目として追加する方向で検討するほか、構成員からの意見を踏まえ、申請管理機能がレスポンスを送信した時点で更新する送信済フラグを追加し、未取得分のデータを識別できるようにすることとする。

### 対応方針（案）（2/2）

#### 内容

#### ■ 申請管理機能における形式審査年月日・時間

任意のリクエスト項目として追加で規定する方向で検討する。

#### ■ 未取得分を識別するためのフラグの取扱い

「2.1.6.大量データの取扱い明確化」の中で、Limitを設定し、対象データを取得しきるまで複数回APIを実行する際に、未取得分を指定できると良い（パラメータを追加すべき）との意見も寄せられたことを踏まえ、**未取得分を識別するためのフラグを「送信済フラグ」として規定**する。

当該フラグは、**申請管理機能が基幹業務システムからのリクエストにより送信したことをもって送信済とする**。

当仕様の検討に当たっての考慮事項は以下のとおり

- 基幹業務システムの受信まで担保することも考えられるが、受信したことを通知するためのAPI等が別途必要になるため、当該方式は選択しない
- ぴったりサービスでも同様にダウンロードされたことをもってダウンロードモードを更新しているため

なお、申請管理機能が送信したにも関わらず、基幹業務システムが受信できなかった場合は、申請管理機能、基幹業務システムで申請データの一覧を比較し、再取得すること。

#### ■ 複数の基幹業務システムへの同一の申請データの連携

引越OSSの転入予約情報等は、複数のシステムが同一の申請を取得するため、対応を検討

#### ■ APIのリクエスト項目の必須/任意の精査

「送信済フラグ」のほか、取得対象年月日での範囲指定も可能となるよう、APIリクエスト項目の必須/任意について精査する。

## 参考：2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間」）の明確化

対応方針案（案）に対して以下のような追加の最適化意見が寄せられた。

### 対応方針（案）の内容に対する反対意見 <1件>

#### ■具体的なリクエストパラメータの定義要望<1件>

- ✓ リクエストパラメータは以下とする  
取得対象年月日FROM、取得対象時間FROM、取得対象年月日TO、取得対象時間TO  
手続きコード、受付番号、取得数上限、取得位置（開始）、取得済フラグ(\*1)、ステータスフラグ(\*2)  
\*1:基幹システム側で未ダウンロードかダウンロード済みか指定  
\*2:申請管理側の審査ステータス  
ステータスフラグ、取得済フラグ、取得数上限、取得位置（開始）のみ必須とする。  
但し、取得済フラグ:取得済の場合、取得対象年月日・日時のみ必須とする。

### 取り扱いに対する反対意見<0件>

特になし

### 方向性には賛同だが要検討事項ありの意見<4件>

#### ■必須項目の精査が必要<3件>

- ✓ 「受信日時←取得年月日+時刻」が必須のリクエストパラメータ、「形式審査年月日←形式審査年月日」が任意のリクエストパラメータとなった場合、形式審査の実施有無によりパラメータの指定値を考慮する必要があるため、差分データの取得漏れが発生することが懸念される  
(フラグの追加がされない場合。形式審査年月日の追加に伴い、リクエストパラメータについて形式審査がない場合は「取得年月日」のみの指定、ある場合は「形式審査年月日」のみの指定とする仕組みの検討が必要)
- ✓ 差分データの取得については、FROM以降という条件で取得したい場合、「別紙5\_申請データ照会API仕様書【第1.0版】.xlsx」の「リクエスト\_API仕様」シートの取得対象年月日・時のFROM,TOのうち両方とも必須となっているため、TOの必須を外していただきたい
- ✓ 所得対象年月日・時間と組み合わせで使用した方が最適であると考えるため、取得済みフラグを定義する

#### ■その他<1件>

- ✓ 同一の申請情報を複数のシステムが参照するケースについての検討が必要

## 2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化

総務省仕様で規定された基幹業務との連携方式（方式3及び方式4）について、標準化後の取扱いを明確化すべきとの意見が寄せられた。

### 仕様書の規定

#### 共通機能標準仕様書:本編

#### 2.1.2. 現行の申請管理機能を有するシステムの継続利用

(中略)

総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和3年9月30日）（以下「申請管理システム標準仕様書」という。）により構築された申請管理機能を有するシステム（以下「申請管理システム（総務省仕様準拠）」という。）については、標準化前の基幹業務システムの申請データ取り込みにおいて利用可能であるとともに、**標準化後の基幹業務システム（標準準拠システム）においても、2.1.3に示すインターフェースに従うことで申請管理システム（総務省仕様準拠）を継続利用することが可能**である。

#### 2.1.3. 標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースについて

(中略)

また、標準準拠システムとの申請データの連携方式についても、同様に過渡的な対応として「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に**規定されたAPI連携を実装せず、「申請管理システム標準仕様書」に規定された連携方式（RPA等簡易ツールの利用、画面からの転記）により行うことを認める。**

### 構成員の意見

- ✓ 申請管理システム標準仕様書で規定された「**方式3：入力画面に取込機能実装、方式4：一括取込機能の実装**」の継続利用は不可とする前提で、これらに代わる**インタフェースの検討が必要**と考える。
- ✓ 標準準拠システムと既存の申請管理システムとの連携について、申請管理システム側で申請管理機能の連携仕様に準拠すれば標準準拠システムとしても連携する必要があるが、従来の連携方式のままであれば標準準拠システムとしては連携機能を実装する必要は無いという理解で良いか？ **申請管理システム（総務省仕様準拠）と標準準拠システムとの連携においては、従来のファイル連携方式は実施不可という認識で良いか。**弊社としても実施不可で良いと考える。上記認識で良ければ、その旨を標準仕様（もしくはFAQ）に記載すべきと考える。

## 2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化

総務省仕様で規定された方式3、4についても、過渡期的な対応としては認めるべきではないかなど、各方式の取扱いについてご意見が寄せられた。

### 対応方針（案）の内容に対する反対意見 <3件>

#### ■ 申請管理機能と基幹業務システムの連携

- ✓ 方式3、4を実装不可とする必要性はないように考える
- ✓ 大量データを処理する場合は、一括処理での取り込みを前提としたファイル連携が必要と考えるため、方式4の対応は可とする必要があると考える。
- ✓ 方式3および4を実装済みの団体への影響が不明であるため、総務省仕様で取込機能（一括含む）を今年度実装済みの自治体様に対して、経過措置を認められるかを明示されるのがよい

### 方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <7件>

#### ■ 番号紐付情報の連携（申請管理機能 - 住民記録システム間）

- ✓ 番号紐付情報の連携方式はあくまで過渡的な対応と考えておりますが、過渡期経過後の対応についても明確にすべきと考えます

#### ■ 申請データの連携（申請管理機能 - 基幹業務システム間）

- ✓ 過渡的な対応として「方式3：入力画面に取込機能実装、方式4：一括取込機能の実装の継続利用」を認める
- ✓ 方式1、方式2を禁止することについて検討が必要と考える。
- ✓ 「過渡的」が永続化しないような考慮のみ必要かと思います。

### 取扱いに対する反対意見 <1件>

#### 1-1\_仕様書への反映（実装必須機能） <1件>

- ✓ 方式1・方式2を利用するのであれば、申請管理システム及び基幹業務システムにおいて、APIでの連携機能を実装しないことを過渡的な対応として認めるということか。そうなのであれば、2.1.4にて基幹業務システムにおいてAPI連携機能を実装必須機能とする旨が記載されているが、こちらにも方式1・方式2を過渡的な対応とする旨を記載する必要があると考える。

## 2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化

2回目の意見照会において、以下のような最適化意見が寄せられた。

### 対応方針（案）の内容に対する反対意見 <1件>

#### ■ 申請ZIPのデータ連携APIの新設を要望

- ✓ 過渡期対応により定義されていない連携が発生するのを避けるために、方式3, 4を許容するのであれば、ぴったりサービスからの申請ZIPを申請管理機能からそのまま基幹業務システムへ渡すようなAPIを新たに定義すべき

### 取り扱いに対する反対意見 <0件>

特になし

### 方向性には賛同だが要検討事項ありの意見 <6件>

#### ■ 差異を吸収するシステムを明確化すべき

- ✓ 過渡的な連携を吸収する（ファイル連携とAPI連携双方の機能を保持する）のは、申請管理システムか基幹システムかを定義いただきたい。原則は基幹システム側で対応するものとする

#### ■ 基幹業務システムに方式3、4が実装されない場合の連携を明確化すべき

- ✓ 実装必須機能は有り得なく、標準オプション機能で良いと考える。ただし、あくまで標準オプション機能なので基幹業務システム側で実装されない場合もあるので、その場合はどのように連携すれば良いのかを示していただきたい

#### ■ 過渡期な対応期限の明確化を希望 <2件>

- ✓ 過渡的な対応が認められる期間の明示をお願いしたい
- ✓ 過渡的な期間とは2025年度末まで（移行支援期間まで）のことなのか、その後も猶予期間があるのか申請管理システム、基幹業務システム双方に法定の標準化対応義務があるのなかで、どの期間について、どちらが標準化済みで、どちらがまだと言った想定なのかといった時間軸の状態を明確に示す必要あり

## 2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化

対応方針への  
意見踏まえた再検討

構成員意見を踏まえ、方式3及び方式4についても、方式1及び方式2と同様に過渡期的な対応として認めることとする。

### 考え方

申請管理機能と標準準拠システムの連携仕様として認められる対象を明確化し、誤解が発生しないようにする必要がある



### 対応方針（案）（1/2）

#### 取り扱い

1-1\_仕様書への反映（実装必須機能）

#### 内容

##### 【申請管理機能としての規定】

以下（検討経緯資料）の記載を標準仕様書に反映する。

##### ① 番号紐付情報の連携（申請管理機能 - 住民記録システム間）

標準化後の住民記録システムと申請管理機能との間の番号紐付情報の連携方式は、過渡的な対応として「申請管理システム標準仕様書」に規定されたファイル連携を認める【規定済み】

##### ② 申請データの連携（申請管理機能 - 基幹業務システム間）

標準準拠システムとの申請データの連携方式は、「申請データ照会API」を新たに開発することを原則とする。ただし、過渡的な対応として「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和3年9月30日）に規定された連携方式（方式1：RPA等簡易ツールの利用、方式2：画面からの転記、方式3：入力画面に取込機能実装、方式4：一括取込機能の実装）を用いた連携を認める【方式3、4を許容する点を新たに規定】

##### 【基幹業務システムに関する規定】 ※詳細は次ページに規定

- 方式3、4を利用した連携については、基幹業務システム側にぴったりサービスから受領した申請データ項目と標準仕様書に規定されている管理項目の差異を吸収する変換機能が必要となる（「2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間）」の明確化」で規定した日時データの変換など）【新たに規定】

# 2.1.7.総務省仕様準拠のIF利用の方針明確化

標準化基本方針との整合の観点から、基幹業務システム側の機能の実装猶予は行わない方針とする（前回WTから見直し）。

## 対応方針（案）（2/2）

内容

### 【基幹業務システムに関する規定（つづき）】

総務省仕様で定める方式1・2、3・4を過渡的に利用する場合においても、**申請データ照会APIを利用するための機能実装を必須とする。**  
 なお、自治体は総務省仕様で規定された連携方式を継続利用する場合、当該機能を有している基幹業務システムを選択（調達）する必要がある。

サブ課題	基幹業務システムに必要な機能	機能概要	総務省仕様で規定する方式を過渡的に利用する場合における基幹業務システムで必要な対応	
			方式1・2	方式3・4
2.1.4	①申請データ取得機能	申請管理機能から申請データを取得する（申請データ照会API）	<b>実装必須</b>	
	②申請データ変換機能	申請データを基幹業務システムにデータベースに合わせた形式に変換する		
	③宛名番号の登録機能	代理申請の場合、申請詳細情報に申請者とは別の個人が含まれる場合、引越しOSSの場合など、申請管理機能で宛名番号が付与できない場合において、宛名番号の登録を行う（検索は住民記録システム、住登外者宛名番号管理機能等を利用して実施する想定）		
	④申請データ取込機能	変換後の申請データを基幹業務システムにデータベースに取り込む		
2.1.7	既存IF（方式3、4）を利用した申請データ取得機能	既存IF（方式3、4）を用いて申請管理機能から申請データを取得する	-	<b>実装が必要</b> （※当該機能について、方式3、4を採用する際に必要となる標準オプション機能として横並び調整方針に追加する方向で検討する）
	申請管理機能の機能要件として規定されているデータ変換機能	2.1.4の②以外に、申請データ項目と基本データリストの管理項目の差異を吸収し変換する（「2.1.5.差分データ取得仕様（「取得対象年月日」「取得対象時間）」の明確化で規定した日時データの変換など）		